

○坂戸市空き家改修工事等補助金 よくあるご質問

1. 手続きに関する事

Q1-1 居住その他使用がなされていないことが常態である空き家とはなんですか。

A1-1 概ね1年以上使用実態がない建物です。

Q1-2 工事の完了期限はありますか。

A1-2 あります。年度内に完了する工事が対象です。

2. 補助対象物件に関する事

Q2-1 昭和50年代に新築した建物は対象になりますか。

A2-1 昭和56年6月1日以後に着工された建物が対象です。登記事項証明書などで築年月を確認してください。

Q2-2 倉庫や事務所などの住宅以外の建物は対象になりますか。

A2-2 対象外です。ただし延べ床面積の過半が居住の用に供される兼用住宅は対象になります。

3. 補助対象者に関する事

Q3-1 法人が所有する空き家を改修する場合は対象になりますか。

A3-1 対象外です。個人が所有する空き家を本人が改修し、その後5年以上継続して居住する場合が対象です。

Q3-2 賃借しようとする人が改修する場合は対象になりますか。

A3-2 賃借人は対象外です。

Q3-3 所有している空き家を改修して、賃貸活用する場合は対象になりますか。

A3-3 対象外です。所有者本人が改修し、その後5年以上継続して居住する場合が対象です。

4. 対象工事に関する事

Q4-1 現在、改修工事中又は改修工事完了済みの空き家は対象になりますか。

A4-1 対象外です。補助金交付申請を行い、交付決定後に着手する改修工事が対象です。

Q4-2 入居してから1か月が経ちましたが、対象になりますか。

A4-2 入居後の改修は対象外です。

Q4-3 どのような工事が対象になりますか。

A4-3 空き家に居住するために必要となる住宅本体の工事が対象です。

Q4-4 外構工事は対象になりますか。

A4-4 対象外です。このほか設計費、浄化槽の設置経費なども対象外です。

5. その他

Q5-1 交付決定後、5年以内に転居し、又は転出した場合どうなりますか。

A5-1 交付した補助金額の返還を求めます。

Q5-2 交付決定後、5年以内に取り壊し、又は売却した場合どうなりますか。

A5-2 交付した補助金額の返還を求めます。